

## 保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
歯の健康相談	10月 1日(水)	午後1時30分～2時30分	歯科医師・歯科衛生士
こころの健康相談(予約制)	9月17日(水)	午後1時15分から	カウンセラー・保健師(治療中の人は除く)
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
大栄分館赤ちゃん相談(予約制)	10月 7日(火)	午前9時30分～10時	平成25年12月、平成26年1・6・7月生まれ
赤ちゃん相談・4カ月	9月29日(月)	午前9時～9時30分 午後1時～1時30分	平成26年5月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	9月26日(金)		平成25年11月生まれ
1歳6カ月児健診	10月 2日(水)		平成25年3月生まれ
2歳児歯科健診	10月 9日(水)		平成24年3月生まれ
3歳児健診	9月25日(水)		平成23年3月生まれ
5歳児健診(予約制)	9月24日(水)	午後1時～1時15分 午後1時40分～1時55分	平成21年4月2日～22年4月1日生まれの幼稚園や保育園に通っていないなどの理由で、健診を受ける機会のない幼児
こころの発達相談(予約制)	10月 8日(水)	午前9時～11時50分	心理発達に心配のある乳幼児

- 母親学級(予約制)**…主に初めて母親になる人が対象
- パパママクラス(予約制)**…妊婦とその家族が対象  
※日時などくわしくは健康増進課へ。
- こんにちは赤ちゃん事業**…生後4カ月までの赤ちゃんが対象  
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊)を健康増進課へ送付。



### こども急病電話相談

☎ #8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、  
午後7時～10時・年中無休

成田市

### 医療相談ほっとライン

専門の医療スタッフが、24時間年中無休、  
無料で相談に応じます。

24時間 いいサービス  
☎ 0120-24-1130

### 日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。  
来診前に電話で問い合わせてください。

- 成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
- 藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)
- 聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
- ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
- 大田クリニック(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-2100)
- なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

### 献血にご協力ください

#### 【イオンモール成田】

9月20日(土)・21日(日) 午前10時～11時45分、  
午後1時～4時30分

9月25日(木) 午前10時～午後4時30分

#### 【市役所】

9月29日(月) 午前10時～午後4時

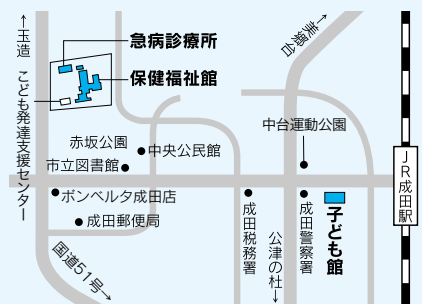
※都合により変更になる場合があります。  
くわしくは千葉県赤十字血液センター  
献血推進二課(☎047-457-0711)へ。

### 急病診療所

☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

診療日	診療科目	診療時間
毎日 (休診日なし)	内科 小児科	午後7時～午後11時 (受け付けは午後10時45分まで)
日曜日・祝日 8月13日～15日 12月29日～1月3日	内科 小児科 外科 歯科	午前10時～午後5時 (受け付けは午後4時45分まで)

※事前に症状を連絡し、受付時間内に健康保険証を持って来所してください。



## 保育園開放日

保育園名	電話番号	期日	保育園名	電話番号	期日
*松崎	26-8282	9/19(金)、10/ 3(金)	小御門	96-2362	9/18(水)、10/ 2(水)
*赤荻	24-0752	9/26(金)、10/10(金)	*三里塚第一	35-0165	9/16(火)、10/ 7(火)
*赤坂	20-6900	9/18(水)、10/ 2(水)	*三里塚第二	35-0081	10/14(火)、10/28(火)
橋賀台	28-0676	10/14(火)、10/28(火)	長沼	37-0005	
中台	27-9023	9/17(水)、10/ 1(水)	*大栄	73-3000	毎日
*吾妻	27-5773	9/24(水)、10/ 8(水)	*宗吾	26-2472	(土・日曜日、祝日を除く)
玉造	26-8889	9/25(水)、10/ 9(水)	*公津の杜	29-6551	
*中台第二	29-6676	9/16(火)、10/ 7(火)	*成田	22-0856	一時保育のみ
*高岡	96-0042	9/24(水)、10/ 8(水)	*つのぶえ	22-0867	

\*は一時保育あり(要予約)

このコーナーの問い合わせは各保育園へ。三里塚第一・三里塚第二・長沼・大栄・宗吾・公津の杜保育園以外は予約が必要です。

**時間**=午前10時～11時(長沼は午前9時～午後0時15分、大栄は午前9時30分～午後4時30分、宗吾・公津の杜は午前9時～正午・午後1時～3時)

**対象**=保育園・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児

## 児童扶養手当

### 現況届は提出しましたか

児童扶養手当を受けている人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。提出がないと8月以降の手当が受けられません。まだ提出していない人は、至急届出をしてください。

**提出場所**＝子育て支援課(市役所2階)、  
下総・大栄支所  
※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

## 成田赤十字病院・旭中央病院

### 初診の際は紹介状を

#### 成田赤十字病院

成田赤十字病院では、一部の診療科を除き、「完全紹介制」をとっているため、初診の際に紹介状がないと受診できません。10月1日(水)からは、整形外科もその対象に加わります。

**完全紹介制の診療科**＝外科、内科、整形外科、神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科口腔外科

#### 旭中央病院

旭中央病院では、一部の診療科を除き、初診の際に紹介状を持っている人の診療順を優先的に変更しています。

特に、整形外科では、初診の際に紹介状がないと受診できません。

※くわしくは成田赤十字病院(☎22-2311)、旭中央病院(☎0479-63-8111)へ。

## こころの健康相談(予約制)

### ストレスを感じていませんか

2週間以上眠れない日が続く、憂鬱な気分になるなど、心身に異常はありませんか。一人で悩まず、気軽に相談してください。

**会場**＝保健福祉館

**対象**＝過去に専門の医療機関で受診したことがない人

**相談料**＝無料

※日程などは保健インフォメーション(18ページ)をご覧ください。くわしくは健康増進課(☎27-1111)へ。

## 柔道整復師のかかり方

### 国保が使えない場合も

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険を適用できる範囲が決められています。看板に「健康保険取扱い」と表示されていても、対象とならない場合もあるので、受診する前に内容をよく確認しましょう。

#### 保険が使えるとき

- 医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉離れを含む)などと診断または判断され、施術を受けたとき(骨折・脱臼は緊急の場合を除き、医師の同意が必要)
- 骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その原因がはっきりしているとき

#### 保険が使えないとき

- 日常生活からくる単純な肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善が見られない長期の施術

#### 施術を受けるときの注意点

- 重複受診をしない…同じけがで医療機関(病院・診療所など)の治療と柔道整復師の施術を重複して受けたり、2カ所以上の整骨院・接骨院に通院したりしている場合、保険が使える施術であっても全額自己負担になる場合があります
  - けがの原因を正しく伝える…外傷性のけがではない場合(神経痛・五十肩・ヘルニアなど病気による痛み)は保険が使えません。また、仕事中のけがで労働災害に該当する場合、保険給付が行えません
  - 療養費支給申請書は本人が署名…申請書の記載内容を確認し、本人が署名・押印してください
  - 領収書を必ずもらう…市から送付される「医療費のお知らせ」の請求内容と合っているか確認しましょう
- ※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。



## 臨時給付金

### 申請をお忘れなく

市では、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の支給申請を受け付けています。

支給対象と見込まれる人には、申請書類を郵送しました。受け取ることができないのは、どちらか1つの給付金を1回限りです。

#### 臨時福祉給付金

**対象**＝平成26年度の市民税が課税されない人(課税されている人の扶養である場合や、生活保護を受けている人などは除く)

**金額**＝1万円(次に当てはまる人は5,000円を加算)

- 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者
- 児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者

**申請方法**＝6月下旬に郵送された申請書類に必要事項を書いて、同封の返信用封筒で郵送

**申請期限**＝12月26日(金)(当日消印有効)

**問い合わせ先**＝社会福祉課・給付金専用ダイヤル(☎20-1900、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

#### 子育て世帯臨時特例給付金

**対象**＝平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

**支給対象となる子**＝平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる子ども(臨時福祉給付金の対象となる子どもや、生活保護を受けている子どもは除く)

**金額**＝子ども1人当たり1万円

**申請方法**＝5月下旬に郵送された申請書類に必要事項を書いて、直接または郵送で子育て支援課(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ。公務員は勤務先で配布された申請書と児童手当受給証明書を子育て支援課へ

**申請期限**＝12月1日(月)(当日消印有効)

**問い合わせ先**＝子育て支援課・給付金専用ダイヤル(☎20-1745、土曜日・祝日を除く午前9時～午後5時)

※くわしくは各問い合わせ先へ。